

宇治市地域防災計画の改定（案）等について

宇治市地域防災計画の改定を予定している内容及び国民保護の取組につきまして、下記の通りご報告します。

1. 改定の理由

国が定める防災基本計画及び京都府地域防災計画の改定内容との整合を図るとともに、宇治市独自の取組や災害時協定団体の追加などの時点修正を反映するため。

2. 改定を予定している内容

（1）無人航空機の利用に関する記述の追記（国・府との整合を図るための改定）

災害時における情報収集に無人飛行機を用いる際は、警察や消防活動等緊急用務を行う航空機の飛行に必要な安全確保等を行う必要があることから、利用時には必ず関係機関と利用調整する内容を追記。

（2）安否不明者の情報収集に関する追記（府との整合を図るための改定）

京都府が令和5年6月に策定した「災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針」により、個人情報の取扱いの役割が明確化されたことから、その内容を追記。

（3）災害時協定締結団体の追記（宇治市独自の取組に基づく改定）

① 災害発生時における土のう作成指導、交通統制、炊き出し支援、重機の操作、応急救護や保健衛生などの支援を目的に、総合的な支援が可能な「公益社団法人京都府隊友会宇治久御山支部」を追記。

② 災害発生時における食料や飲料水をはじめとした様々な必要物資の提供が可能な「有限会社コバシ産業」を追記。

（4）防災備蓄倉庫の追記（宇治市独自の取組に基づく改定）

能登半島地震の災害を受け、拡充する食料・水など、備蓄するための防災備蓄倉庫として「お茶と宇治のまち交流館」を追記。

（5）その他時点修正等

その他、時点修正や文言修正等を行う。

3. 今後の予定

令和6年7月2日 宇治市防災会議開催

災害対策基本法第42条第6項に基づく、京都府への報告し市HPで公表

4. 国民保護の取組について

京都府・宇治市国民保護共同訓練（弾道ミサイルを想定した住民避難訓練）を令和7年2月2日（日）に実施予定。